

船舶事故調査報告書

平成23年4月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年5月14日 15時30分ごろ
発生場所	三重県紀宝町鵜殿港 鵜殿港東防波堤北灯台から真方位330° 190m 付近 (概位 北緯33° 44.3′ 東経136° 01.4′)
事故調査の経過	平成22年6月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 押船 第五十三開神丸、107トン 136558、開神海運有限会社 27.50m×13.18m×6.40m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成13年7月 B バージ 光鶴、566トン なし、開神海運有限会社 84.90m×15.40m×3.75m、鋼
乗組員等に関する情報	船長 男性 66歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和42年3月31日 免状交付年月日 平成21年7月9日 免状有効期間満了日 平成27年2月1日
死傷者等	なし
損傷	A プロペラ欠損及び曲損、船尾船底部擦過傷
事故の経過	A船は、船長ほか4人が乗り組み、空倉状態のB船の船尾凹部にA船の船首部を結合して押船列（以下「A船押船列」という。）を形成し、鵜殿港の北防波堤と東防波堤との間に向け、速力約5～6ノットで手動操舵により鵜殿港を出航していた。 船橋当直についていた船長は、北防波堤と東防波堤で形成された防波堤入口（以下「本件防波堤入口」という。）の手前に至ったとき、右舷船首方約200～300mに西進している2隻の漁船を視認し、それらの漁船を避けようとして左舵一杯をとったところ、A船押船列は、平成22年5月14日15時30分ごろ、A船の船尾船底部に衝撃を受けた。 A船は、すぐに機関を停止して点検を行ったところ、船体に異常はなかったが、航行中に船体振動が少し発生する状態で航行を続けた。 A船押船列は、同月17日に上架し、船底部の点検を実施したところ、A船のプロペラの損傷などを発見した。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮高 約102cm、潮汐 上げ潮の中央期</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>本事故発生当時、A船の喫水は、船首約1.7m、船尾約3.3mであった。また、B船の喫水は、A船の喫水より小さかった。 海図W1058（熊野灘諸分図 鵜殿港 5,000分の1）によれば、北防波堤東端付近に水深が2.2mの浅所がある。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし A船押船列は、鵜殿港を本件防波堤入口に向けて出航中、西進する漁船を避けようとして左転した際、北防波堤に接近したことから、北防波堤東端付近の浅所にA船が乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船押船列が、鵜殿港を本件防波堤入口に向けて出航中、西進する漁船を避けようとして左転した際、北防波堤に接近したため、A船が北防波堤東端付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	